

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号

相続税過少申告加算税の賦課決定処分等取消請求控訴事件

国側当事者・国(土浦税務署長)

平成20年7月16日棄却・上告

判 示 事 項

- (1) 修正申告は、課税庁係官に強要されて行ったものであり、無効であるとの納税者の主張が、納税者は、課税庁係官による修正申告しよう額のとおりではなく、借入金を債務控除して修正申告を行っているのであるし、当該貸付金の額については、課税庁係官より、同人が当初検討を依頼した額から納税者の申立てに係る額を控除した額について修正申告をしようされ、納税者はそのとおり修正申告をしたのであって、本件修正申告について納税者の意思に基づかないものであると認めることは困難であることなどから、当該修正申告は、課税庁係官に強要されたものであり、納税者の意思に基づかないものであると認めることはできないとして排斥された事例(原審判決引用)
- (2) 納税者所有である家屋及び自ら借入れをしていない貸付金をいずれも相続財産として申告させられているのであるから、修正申告は納税者の意思に反してさせられたものである旨の納税者の主張が、納税者は、課税庁係官から申告について具体的な資料に基づいて疑問点を指摘され、申告についての検討を促されてきたが、その間、税理士とともに課税庁係官と応対し、貸付金の一部について修正申告をしていることからすると、納税者は税理士と相談し、結局、法的に修正申告をせざるを得ないものと自ら判断して修正申告をしたものと認めるのが相当であるとして排斥された事例
- (3) 確定申告書に記載された各農地の評価額は、不当に高額であり、かかる評価額により申告を行ったことについて、錯誤が客観的に明白かつ重大であって、法定の方法以外にその是正を許さないならば、納税者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合に該当するとの納税者の主張が、確定申告書の記載内容の過誤の是正については、その錯誤が客観的に明白かつ重大であって、税法所定の方法以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合でなければ、税法所定の方法によらないで記載内容の錯誤を主張することは許されないものであるところ、本件において、各農地の評価額の算定に不合理というべき点はないというべきであり、財産評価基本通達及び同通達を受けて国税局長が定めた倍率等に基づき算定された評価額を確定申告書に記載して申告を行ったことについて、客観的に明白かつ重大な錯誤があったとは認められないとして排斥された事例(原審判決引用)
- (4) 相続財産の評価額は、時価を基準とすべきであり、財務省の通達等であっても時価と甚だしく掛け離れたものである場合は、個別的検討をすべきであるから、各農地の時価はA不動産会社作成の査定書によるべきであるとの納税者の主張が、同査定書は、不動産鑑定士が時価を査定したものではない上、その算定根拠も示されておらず、また、相続開始前で、各農地が市街化区域に編入される前の固定資産税評価額を前提とするものであるから、相続開始時の時価の根拠とすることはできず、各農地を評価通達によって評価することが著しく不適当であるという事情は認められないとして排斥された事例
- (5) 修正申告で相続財産とした家屋は、被相続人から建築資金の贈与を受けて納税者が建築したものであり、相続財産ではなく、また、納税者に対する貸付金も存在しないものであるから当該修正申告

は錯誤により無効であるとの納税者の主張が、修正申告が納税者の意思に基づかないものであるとは認め難い上、修正申告で相続財産とした家屋及び貸付金は、贈与税についての申告もないなど、家屋の建築資金ないし家屋及び貸付金に係る金員が被相続人から贈与されているなどの事実はいずれも認め難く、これらに関する修正申告に錯誤があり、その錯誤が客観的に明白かつ重大であって、税法所定の方法以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情があるとは認められないとして排斥された事例（原審判決引用）

- (6) 家屋の所有権につき、贈与税の申告の有無と現実の贈与の有無は別問題であり、むしろ、行政は家屋の固定資産税を納税者に対して請求しているから、家屋は納税者の所有というべきであるとの納税者の主張が、家屋の建築資金は、被相続人の土地譲渡代金から支払われており、このような高額の金員の移動につき贈与税の申告等贈与を明らかにする証拠はなく、納税者が建築資金を支出したということはできず、しかも家屋の固定資産税は納税者が支払っているとはいえ、未だ登記もされていないことから、家屋の所有者は建築資金の出捐者である被相続人であったと認めるのが相当として排斥された事例
- (7) 貸付金について、納税者は借用証等を書いたことはないし、被相続人に返済をしてきたということもなく、納税者は被相続人の通帳の現金を自らの預金と同様にして利用してきたから、貸付金は贈与されたものであるとの納税者の主張が、他にも相続人となる可能性のある妹がいることも考慮すると、2000万円を超える金員の移動につき贈与等の権利関係を明らかにする証拠がないのであるから、被相続人から納税者に対し上記金員の譲渡がされたと認めるのは困難であり、貸付金は被相続人の納税者に対する貸金と認めるのが相当であるとして排斥された事例
- (8) 申告（修正申告）額を超えない部分の取消を求める訴えの利益の有無
- (9) 納税者は修正申告を行い、その後、国税通則法23条（更正の請求）所定の更正の請求ができる期限までに同請求の手続をしていないところ、家屋と貸付金は相続財産であり、また、各農地の評価について錯誤があり、その錯誤が客観的に見て明白かつ重大であるということとはできないから、納税者が、修正申告による納税額が過大であるとして、修正申告の是正を求めることはできないというべきであるから、修正申告は確定し、納税者においてはこれを争うことはできないというべきであるとされた事例
- (10) 修正申告で債務控除した借入金がある旨の納税者の主張が、借入金の原資が不分明であること等に加え、納税者が借入金の存在を主張し始めた時期や、借用証書の作成部数や原本の保管状況、貸付けの回数等に関する納税者の主張の変遷などにかんがみると、借入金の存在は到底認めることができないとして排斥された事例（原審判決引用）
- (11) 借入金は納税者の妹の必要や、被相続人の隠居所を建てるために利用したと思われるし、納税者が具体的な理由を聞かずに被相続人に4000万円を貸し付けたのは、被相続人は高齢であり、また、無駄な費消はしないと考えたことや、土地買収により被相続人に相当額の金員が入り、確実に回収できることが予定されていたためである旨の納税者の主張が、これらの事情をもってしても、具体的な理由を聞かずに4000万円もの金員を高金利の業者から借り入れて、これを被相続人に貸し付けるというのは不自然であるとして排斥された事例
- (12) 土地買収が実現した後も借入金が返済されていないのは、納税者が被相続人と同居し、いつでも弁済を受けられる地位にあったから放置されただけである旨の納税者の主張が、高金利の貸主に対する返済はできるだけ早くするのが通常であり、そのためには被相続人から早く返済を受けなければならないことに照らすと、首肯できるものではないとして排斥された事例

- (13) 借用証書を発見後、半年以上経過してから課税庁係官に示したのは、課税庁からの要求に応えることで精一杯だったことや、課税庁から求められていなかったからである旨の納税者の主張が、被相続人に4000万円もの相続債務があることは、相続税を納税する立場の納税者にとって重要な問題であり、不自然であるとして排斥された事例

判 決 要 旨

(1)～(7) 省略

- (8) 申告書記載事項による納税額が過大であるとしてその是正を求める者は、その錯誤が客観的に明白かつ重大であって、法の認める更正の請求以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情があるという例外的場合を除けば、国税通則法23条所定の更正の請求手続をとるほかはなく、その手続がとられない場合にはもはや申告書記載事項の過誤を争うことはできないというべきである。

(9)～(13) 省略

(第一審・水戸地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年2月27日判決、本資料258号-44・順号10902)

判	決
控 訴 人	甲
同訴訟代理人弁護士	坂本 博之
被控訴人	国
同代表者法務大臣	鳩山 邦夫
処分行政庁	土浦税務署長
同指定代理人	坂本 隆一
同	村手 康之
同	松原 政博
同	小林 陽子

- | 主 | 文 |
|---|-----------------|
| 1 | 本件控訴を棄却する。 |
| 2 | 控訴費用は控訴人の負担とする。 |

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被相続人乙の平成12年12月6日相続開始に係る相続税に関して控訴人が平成15年7月25日付けでした修正申告について、土浦税務署長が同年12月25日付けでした過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- (3) 土浦税務署長が平成15年12月25日付けでした上記相続税に係る更正処分のうち控訴人が平成13年10月4日付けでした当初申告に係る「課税価格」及び「納付すべき税額」を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

(4) 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

2 控訴の趣旨に対する答弁

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、亡乙（平成12年12月6日死亡。以下「被相続人」という。）また、同日開始した被控訴人の相続を「本件相続」という。）の相続人である控訴人が、(1) 本件相続に係る相続税につき控訴人が平成15年7月25日付けでした修正申告（以下「本件修正申告」という。）に関して土浦税務署長が同年12月25日付けでした過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分1」という。）は、同処分的前提となる本件修正申告が同税務署の担当職員に強要されてしたものであり、また、内容にも誤りがあって無効であるから、違法である、(2) 土浦税務署長が同年12月25日付けでした上記相続税に係る更正処分（以下「本件更正処分」という。）のうち控訴人が平成13年10月4日付けでした相続税の当初申告（以下「本件申告」という。）に係る「課税価格」及び「納付すべき税額」を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分2」という。）について、本件修正申告は前記のとおり無効であり、また、相続税の計算において被相続人の控訴人に対する債務を控除しなかったのは誤りであるから、本件更正処分及びこれを前提とする本件賦課決定処分2はいずれも違法であるとして、本件賦課決定処分1、本件更正処分及び本件賦課決定処分2の各取消しを求めた事案である。

これに対し、被控訴人は、(1) 本件賦課決定処分1については、① 本件修正申告につき控訴人に錯誤はなく、また、税務署員がした本件修正申告の遡（しょうよう）も手続上の瑕疵とはいえない、② 控訴人は本件修正申告により控訴人が新たに納付すべきこととなった税額の基礎となる課税価格について、過少に申告しており、しかも、国税通則法（以下「通則法」という。）65条4項所定の正当な理由は存しないから本件賦課決定処分1は適法である、(2) 本件更正処分については、① 本件修正申告に係る課税価格1億7624万7000円及び納付すべき税額2147万3800円を超えない部分の取消しを求める部分は訴えの利益がない、② 本件相続に係る相続税について控訴人の納付すべき相続税額は3347万3800円であり、これと同額の本件更正処分は適法である、(3) 本件賦課決定処分2については、控訴人は、本件更正処分により納付すべき税額の基礎となる課税価格について過少に申告していたものであり、過少に申告していたことについて通則法65条4項の正当な理由がないから、本件賦課決定処分2は適法であると主張して、本訴請求のうち本件修正申告に係る課税価格1億7624万7000円及び納付すべき税額2147万3800円を超えない部分の取消しを求める部分については訴えの却下を求め、その余の部分については請求棄却の判決を求めた。

原審は、(1) 本件賦課決定処分1については、① 本件修正申告は土浦税務署員の強要による無効なものとはいえず、また、本件修正申告につき客観的に明白かつ重大な錯誤があり、法定の方法以外にその是正を許さないと納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合には該当しないから、本件修正申告を無効ということはできず、② 過少申告に通則法65条4項の正当な理由があるとはいえない、(2) 本件更正処分については、① 本件修正申告に係る課税価格1億7624万7000円及び納付すべき税額2147万3800円を超えない部分の取消しを求める訴えの利益はなく、その

部分の訴えは不適法である、② 本件更正処分は適法である、(3) 本件賦課決定処分2は適法であるとして、本件更正処分の取消しを求める訴えのうち、課税価格1億7624万7000円、納付すべき税額2147万3800円を超えない部分の取消しを求める部分は不適法であるとしてこれを却下し、その余の請求をいずれも棄却したところ、控訴人が不服を申し立てた。

そのほかの事案の概要は、次のとおり訂正し、又は付加するほかは、原判決の事実及び理由欄の「第2 事案の概要等」に記載のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決5頁9行目から同10行目にかけての「本件修正申告書を提出した。」を「本件修正申告書（修正した点は、相続財産として本件家屋と本件貸付金を加え、相続債務として本件借入金を加えたものである。）を提出した。」に改める。

2 原判決5頁15行目末尾の次に行を改め、次のとおり加える。

「 原判決は、控訴人が土浦税務署の職員の慫慂（しょうよう）に必ずしも従わず、本件借入金を計上したことを、控訴人が自由意思の下に本件修正申告を行ったことを裏付けるものとしているが、控訴人は、意に反して、控訴人所有である本件家屋、また、自ら借入れをしていない本件貸付金をいずれも相続財産として申告させられているのであるから、本件修正申告は控訴人の意思に反してさせられたものである。」

3 原判決7頁9行目末尾の次に行を改め、次のとおり加える。

「 原判決は、贈与税の申告がないことなどを理由に本件家屋が被相続人から控訴人に贈与されていないと判断しているが、贈与税の申告をしているかということと現実に贈与がされたということは別問題である。贈与税は税率が高額であることから贈与税の申告をしないことはしばしば見受けられる。むしろ、行政は本件家屋の固定資産税を控訴人に対して請求していたのである。公租公課の負担は贈与税の申告以上に重視されなければならない。本件家屋は控訴人の所有というべきである。」

4 原判決7頁17行目末尾の次に行を改め、次のとおり加える。

「 被相続人の口座から出金した金員について、控訴人は借用証等を書いたことはないし、控訴人が被相続人に返済をしてきたという証拠もない。これらの事実は、控訴人が、被相続人の通帳の現金を自らの預金と同様にして利用してきたことを示している。被相続人が控訴人に対しかなりの財産を贈与することは、控訴人が農家の長男であることからして何ら不自然ではない。」

5 原判決12頁24行目末尾の次に行を改め、次のとおり加える。

「 なお、相続財産の評価額は、時価を基準とすべきであり、時価から離れた高額な評価を前提に課税するというのは、国民の財産権を著しく侵害する行為であり、許されない。財務省の通達や国税局長の定めた倍率であっても時価と甚だしく掛け離れたものである場合は、個別的検討をすべきである。

そして、本件各農地の平成11年度の固定資産税評価額と平成12年度以降のそれとを比べると、平成12年度は平成11年度の50倍にもなっているし、本件申告書に記載された本件各農地の評価額は2筆合計9931万8950円であるところ、時価は2筆で169万1152円であるから、本件申告書に記載された金額は時価の約59倍になっている。したがって、本件各農地については倍率法を用いず、個別に時価を定めるべきであり、時価は前記のとおり2筆で169万1152円である。

したがって、錯誤は明白、重大であり、税法等の定めた方法以外の是正方法を認めなければ、納税義務者の利益を著しく害することになるというべきであるから、本件更正処分のうち、本件修正申告に係る課税価格1億7624万7000円及び納付すべき税額2147万3800円を超えない部分の取消しを求める訴えの利益はある。」

6 原判決20頁16行目末尾の次に行を改め、次のとおり加える。

「なお、本件借入金は控訴人の妹の必要とか、被相続人の隠居所を建てるために利用したものと思われるし、控訴人が具体的な理由を聞かないまま4000万円を貸し付けたのは、被相続人は高齢であり、また、無駄な費消はしないものと考えたことや、I沿線開発に伴う土地買収により被相続人に相当額の金員が入り、確実に回収できることが予定されていたためであった。

また、上記土地買収が実現した後にも返済されていないのは、控訴人が被相続人と同居し、いつでも弁済を受けられる地位にあったから放置されたものである。実際、被相続人は、平成11年1月7日に全財産を控訴人に相続させる旨の遺言公正証書を作成した。

なお、控訴人が本件借用証書を平成14年11月22日に発見した後、税務署職員に示したのが平成15年6月26日ころになったのは、税務署からの要求に応えることで精一杯であったことや、税務署から求められていなかったからである。」

第3 当裁判所の判断

【判示(1)】 1 当裁判所も、本件各訴えのうちの、土浦税務署長が、平成15年12月25日付けで

- ・(3) した被相続人の平成12年12月6日相続開始に係る相続税の更正処分の取消しを求
- ・(5) める訴えのうち、課税価格1億7624万7000円、納付すべき税額2147万38
- ・(10) 00円を超えない部分の取消しを求める部分は不適法であり、また、その余の本訴各請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり訂正し、又は、付加するほかは、原判決の事実及び理由欄の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるからこれを引用する。

(1) 原判決21頁5行目の「甲19、20の①・②、乙1、」を「甲19、20の1・2、乙1、3の1・2、4、」に、同25行目から同26行目にかけての括弧部分全体を「(乙7。以下「本件検討表」という。なお、本件検討表には、申告漏れ検討財産として、本件家屋(固定資産評価額合計2601万2867円)、控訴人に対する貸付金7249万9212円、現金預貯金等200万4319円が記載されている。)」にそれぞれ改める。

(2) 原判決24頁1行目末尾の次に行を改め、次のとおり加える。

【判示(2)】 「なお、控訴人は、控訴人所有である本件家屋及び自ら借入れをしていない本件貸付金をいずれも相続財産として申告させられているのであるから、本件修正申告は控訴人の意思に反してさせられたものである旨主張する。しかしながら、前記認定のとおり、控訴人は、平成14年8月20日以来平成15年6月26日まで、土浦税務署の係官から本件申告について具体的な資料に基づいて疑問点を指摘され、本件申告についての検討を促されてきたが、その間、控訴人は丙税理士とともに税務署の係官と応対していること、本件貸付金については、当初、税務署の係官から7

249万6212円の貸付けがあるのではないかの指摘を受けた（乙7）のに対し、結局、本件貸付金2183万5976円について修正申告をしていることから、控訴人は税理士と相談し、結局、法的に修正申告をせざるを得ないものと自ら判断して修正申告をしたものと認めるのが相当であるから、意に反する修正申告で無効であるとの控訴人の上記主張は理由がない。」

(3) 原判決24頁2行冒頭から同5行目末尾までを次のとおり改める。

「(2) また、控訴人は、(ア) 本件各農地の時価は総額169万1152円であるのに、本件修正申告では1億円近い金額になっている、(イ) 本件家屋は控訴人の財産であって相続財産ではない、(ウ) 本件貸付金は存在しないから、本件修正申告には誤りがあり、無効であると主張する。

しかしながら、相続税法は申告納税制度を採用し（同法27条1項）、通則法は、納税申告書記載事項の過誤の訂正に関し、修正申告、更正の請求の制度を設け（通則法19条、23条）、通則法23条は、納税者が納税申告書（修正申告書も含む。）を提出した後において、当該申告書に記載した課税標準額若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額が過大であることを知った場合には、法定申告期限から1年以内に限り、更正の請求をすることができるとしているところ、このように申告納税制度を採用し、申告書記載事項の過誤の是正につき特別の規定を設けた趣旨は、相続税の課税標準及び税額等の決定については、最もその間の事情に通じている納税義務者自身の申告に基づくものとし、その過誤の是正は法律が特に認めた場合に限る建前とすることが租税債務を可及的速やかに確定させるべき国家財政上の要請に応ずるものであり、納税義務者に対しても過度の不利益を強いるおそれがないと認めたからにはほかならない（最高裁昭和39年10月22日第一小法廷判決・民集18巻8号1762頁）。そうすると、納税申告（修正申告も含む。）をした税額が過大であったとする者は、原則として、通則法23条1項の更正の請求をするしか方法がなく、本件のように相続税の法定申告期限（相続開始から10か月。相続税法27条1項）から1年を経過した場合においては、誤りを主張することができないものというべきである。

もっとも、申告書記載事項の過誤の是正については、その錯誤が客観的に明白かつ重大であって、前記のように法律が認めた更正の請求以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合には、前記のような方法によらないで申告書の記載内容の錯誤を主張する余地はあるといえる（前記最高裁判所判決参照）。

そこで、以下、上記のような見地から検討する。」

(4) 原判決25頁11行目末尾の次に行を改め、次のとおり加える。

【判示(4)】

「なお、控訴人は、相続財産の評価額は、時価を基準とすべきであり、時価から離れた高額な評価を前提に課税するというのは、国民の財産権を著しく侵害する行為であり許されず、財務省の通達や国税局長の定めた倍率であっても時価と甚だしく掛け離れたものである場合は、個別的検討をすべきである旨主張する。

しかしながら、控訴人が主張する本件各農地の時価2筆合計169万1152円

はA株式会社作成の査定書（甲24）によるものであるが、同査定書は、不動産鑑定士が時価を査定したものではない上、その査定額の算定根拠も示されておらず、また、本件相続開始（平成12年12月6日）より前で、本件各農地が市街化区域に編入され、評価通達上市街地農地に該当するようになる前である平成10年度の固定資産税評価額を前提とするものであるから、本件各農地の本件相続開始時の評価の根拠とすることはできないものである。そして、前記のとおり本件申告における本件各農地の評価額は評価通達に基づいて行われているところ、本件において本件各農地を評価通達によって評価することが著しく不適当であるという事情は認められないから、控訴人の上記主張は理由がない。」

(5) 原判決25頁20行目末尾の次に行を改め、次のとおり加える。

【判示(6)】

「なお、控訴人は本件家屋の所有権につき、贈与税の申告をしているかということと現実に贈与がされたということは別問題で、贈与税は税率が高額であることから贈与税の申告をしないことはしばしば見受けられ、むしろ、行政は本件家屋の固定資産税を控訴人に対して請求しているところ、公租公課の負担は贈与税の申告以上に重視されなければならないから、本件家屋は控訴人の所有というべきである旨主張する。

なるほど、贈与がされても贈与税の申告がされないことはあり得るところである。しかしながら、証拠（乙6、控訴人本人）及び弁論の全趣旨によれば、本件家屋の建築資金は被相続人が同人所有の土地を平成7年に譲渡した代金から支払われており、しかも、本件家屋の建築費は数千万円ないし1億円を下らない高額のものである（乙6）ことが認められる一方、このような高額の金員の移動につき贈与税の申告等贈与を明らかにする証拠はなく、したがって、控訴人が建築資金を支出したということとはできず、しかも、本件家屋は固定資産税は控訴人が支払っているとはいえ、未だ登記がされていないというのである（弁論の全趣旨）から、結局、本件家屋の所有者は建築資金の出捐者である被相続人であったと認めるのが相当である。控訴人の上記主張は理由がない。

【判示(7)】

また、控訴人は本件貸付金についても、控訴人は借用証等を書いたことはないし、控訴人が被相続人に返済をしてきたということもなく、控訴人は被相続人の通帳の現金を自らの預金と同様に利用してきたから、本件貸付金も貸金ではなく、贈与されたものであると主張する。しかしながら、他にも相続人となる可能性のある妹がいること（甲3、乙1）も考慮すると、いくら農家の親子とはいえ、2000万円を超える金員の移動につき贈与とかその他の権利関係を明らかにする証拠がないのであるから、被相続人から控訴人に対し上記金員の譲渡がされたと認めるのは困難であり、本件貸付金は被相続人の控訴人に対する貸金と認めるのが相当である。」

(6) 原判決26頁8行目冒頭から同20行目末尾までを次のとおり改める。

【判示(8)】

「(1) 前記のとおり、申告書記載事項による納税額が過大であるとしてその是正を求める者は、その錯誤が客観的に明白かつ重大であって、法の認める更正の請求以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情があるという例外的場合を除けば、通則法23条所定の更正の請求手続をと

るほかはなく、その手続がとられない場合にはもはや申告書記載事項の過誤を争うことはできないというべきである。

【判示(9)】 (2) 本件において、控訴人は、課税価格1億7624万7000円、納付すべき税額2147万3800円と修正申告を行い、その後、通則法23条所定の更正の請求ができる期限までに同請求の手続をしていないところ、本件家屋と本件貸付金は相続財産であり、また、本件各農地の評価について錯誤があり、その錯誤が客観的にみて明白かつ重大であるということとはできないから、控訴人において本件修正申告による納税額が過大であるとして、本件修正申告の是正を求めることはできないというべきであるから、本件修正申告は確定し、控訴人においてこれを争うことはできないというべきである。」

(7) 原判決30頁22行目末尾の次に行を改め、次のとおり加える。

【判示(11)】 「なお、控訴人は、本件借入金は控訴人の妹の必要とか、被相続人の隠居所を建てるために利用したものと思われるし、控訴人が具体的な理由を聞かないまま4000万円を貸し付けたのは、被相続人は高齢であり、また、無駄な費消はしないものと考えたことや、I沿線開発に伴う土地買収により被相続人に相当額の金員が入り、確実に回収できることが予定されていたためであった旨主張するが、上記のようなことをもってしても、具体的な理由を聞かずに4000万円もの金員を高金利の業者から借り入れて、これを被相続人に貸し付けるというのは不自然である。

【判示(12)】 また、控訴人は、上記土地買収が実現した後にも返済されていないのは、控訴人が被相続人と同居し、いつでも弁済を受けられる地位にあったから放置されただけである旨主張するが、控訴人主張の借り入れた金額、貸主が高利貸しであったと主張されていること、高金利の貸主に対する返済はできるだけ早くするのが通常であり、そのためには被相続人から早く返済を受けなければならないことなどに照らすと、上記主張も首肯できるものではない。

【判示(13)】 さらに、控訴人は、本件借用証書を平成14年11月22日に発見した後、税務署職員に示したのが平成15年6月26日ころになったのは、税務署からの要求に応えることで精一杯であったことや、税務署から求められていなかったからであると主張するが、被相続人に4000万円の相続債務があることは相続税を納税する立場の控訴人にとって重要な問題といえるから、上記のようなことも不自然である。」

2 よって、原判決は相当で、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官 宮崎 公男

裁判官 山本 博

裁判官 森 邦明